

新型コロナウイルス感染症に係る 発熱患者等への対応について

- 県では、医療機関等の御協力を得ながら、これまで多くの発熱患者等に対応できるよう相談・診療・検査体制の整備を図ってきました。
- 発熱患者に対応できる医療機関については、1月7日現在、1,296医療機関に協力いただいております。うち発熱外来として798医療機関を指定しています。また、そのうち535医療機関が県のホームページへの公表を承諾いただいております。
- 今年の冬においては季節性インフルエンザが流行することも考えられ、また、新型コロナウイルス感染症感染者が増加した場合には、鑑別診断が必要となる発熱患者の数も増えますので、各医療機関におかれましては、発熱外来の指定を受けることを改めて御検討くださいますよう、お願いいたします。
- 夜間休日診療所や休日輪番の医療機関においても、発熱外来の指定を受けていただくことを検討いただくとともに、指定を受けない場合でも発熱患者に対応くださいますよう、お願いいたします。

千葉県健康福祉部健康福祉政策課健康危機対策室

電話番号:043-223-3921 メール:honbu07@mz.pref.chiba.lg.jp

新型コロナウイルス感染症に係る 発熱外来の指定状況（R4.1.7現在）

- 千葉市保健所管内:131医療機関
- 習志野保健所管内: 78医療機関
- 船橋市保健所管内: 66医療機関
- 市川保健所管内 : 68医療機関
- 松戸保健所管内 : 88医療機関
- 柏市保健所管内 : 50医療機関
- 野田保健所管内 : 28医療機関
- 印旛保健所管内 : 84医療機関
- 香取保健所管内:10医療機関
- 海匝保健所管内:30医療機関
- 山武保健所管内:24医療機関
- 長生保健所管内:18医療機関
- 夷隅保健所管内:11医療機関
- 安房保健所管内:17医療機関
- 君津保健所管内:55医療機関
- 市原保健所管内:40医療機関